

令和元年6月21日現在

機関番号：13801

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K17269

研究課題名（和文）フランス地域青年支援局の組織改革におけるアクションプランの理論と実践

研究課題名（英文）Youth support service and implement of new accompaniment in France

研究代表者

松原 仁美 (Matsubara, Hitomi)

静岡大学・人文社会科学部・准教授

研究者番号：70736347

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、フランスにおける若年貧困者向けの伴走支援に着目し、地域青年支援局（Mission Locale：ML）が雇用仲介機能にとどまらず生活習慣の改善や集団行動に踏み込んだ背景と経緯を検討した。本研究による研究成果から、MLではユーロ危機以降、就労強化型の伴走支援に加え、集団型伴走支援を導入することで伴走支援の新たな強化を図った点を把握することができた。また、伴走支援の強化は、若者の自信の回復や相談員との良好な関係の構築につながっている点を明らかにした。以上の研究成果の一部は、『排除と包摂のフランス 支援付き雇用の意義と課題』の第6章「参入支援機関と伴走支援の展開」に収めた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、ユーロ危機以降、地域青年支援局（ML）が支援の個別化の行き過ぎを踏まえ、新たに集団型伴走支援を導入した点を初めて明らかにした。従来の伴走支援は、一人ひとりに相談員をつけ個人の置かれた状況にきめ細かく柔軟に対応してきたが、支援の個別化にともなう課題もまた浮き彫りになっていった。一方、MLではユーロ危機以降、支援体制の改革に乗り出し、集団型伴走支援は若者同士の交流や情報交換を通して個別型の伴走支援にも好影響を及ぼしている。過度の就労強化や実績重視の支援体制が問題になるなか、本研究は伴走支援のあり方を検討するうえで日本へも示唆する点が多いと考えられる。

研究成果の概要（英文）：Accompanying young people who experience various difficulties in finding a job is entrusted to the “Missions Locales” in France. The “Youth Guarantee” is a measure, implemented in the form of a contract of mutual commitments between a young person and a Mission Locale, which provides a program of intensive personalized accompaniment. In order to resolve the problems of individualized support, the Youth Guarantee is based on intensive group counselling, individual accompaniment and monthly financial aid. Young people recover their confidence when they experience success in collective action through the group counselling. And they keep positive motivation when they move into the next phase of support.

研究分野：社会福祉

キーワード：フランス 若者 雇用 伴走型支援 排除 包摂 ミッション・ローカル 失業

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

これまで生活困窮者を対象にした就労支援について、フランスの支援付き雇用の展開に着目して研究を進めてきた。フランスの支援付き雇用は、政府の補助金によって雇用の促進するにあたり、新規分野で雇用の創出し、未充足のニーズに応えることで住民サービスの向上を図ってきた。また、長く社会から切り離されてきた人々の居場所づくりの場としても機能してきた。しかし、2000年以降、フランスは仕事につくことを最重要課題として積極的労働市場政策を押し進め、支援付き雇用の利用者には就労強化型の伴走支援をつけ、確実に仕事につなげるように改革を行った。

ここから本研究は、伴走支援に関する研究を進めていった。具体的には、1980年代初頭から長年にわたり若者との関係づくり、支援機関や企業と若者の関係づくりを推進してきた地域青年支援局 (Missions Locales : 以下、ML と略記) を対象に、ML の創設理念、組織化、制度の変遷について、パリの ML を中心に研究してきた。

当初の研究によって明らかになったことは、包括的な伴走支援が若者の生活再建に一定の成果をあげている一方で、低学歴および無学歴の若者が一部の貧困地域に集中する、空間的排除を引き起こしていたことである。また、就労強化型の伴走支援は、一部の若者にとっては負担となり、支援の中断・挫折によって事態をさらに悪化させたことも明らかになった。こうした問題が周知されたことで、ユーロ危機以降、ML の組織改革がアクション・プランとして注目されるようになった。以上の点から、本研究は新たなアクション・プランによる組織改革がいかなる成果をあげたのかを検討するため、現地調査をおこなうとともに ML の資料を調査した。

2. 研究の目的

本研究は ML の組織改革の経緯と内容を明らかにし、新たな伴走支援の可能性を検討するために、シュワルツ研究所のアクション・プランに着目する。シュワルツ研究所は、若者の貧困からの脱却を目指すため、若者が主体性と社会性を構築できるよう、『地域で若者のために、若者とともに活動すること』を基本方針とするアクション・プランを掲げている。本研究では、このアクション・プランの「理論」、「実践的手法」、「現場への適用」について調査することで、同プランが ML の組織改革におよぼすインパクトを明らかにしていく。伴走支援はこれまで若者の抱える問題に柔軟に対応するため、個別に、また継続的に支援を行ってきたものの、2000年以降、復職支援の一環として伴走支援が強化されるようになった。しかし、ユーロ危機以降、雇用情勢が悪化するなかで、伴走支援の役割を復職にとどめない新たな動きが出てきている。したがって、本研究の目的は、近年の伴走支援の役割の変遷を明らかにし、単なる若者向けの職業紹介機能にとどまらず、若者の社会的地位向上に踏み込んだ新たな伴走支援に着目することで、ML の新たな支援体制の可能性と課題を検討することにある。

3. 研究の方法

研究の方法は、シュワルツ研究所のアクション・プランを「理論」、「実践的手法」、「現場への適用」の3つの領域に分類することで、体系的に研究を進めていく。ML の組織改革は、若者と相談員の双方向的な課題解決型の取り組み (アクション・リサーチ) と、社会参加型就労支援を通じた職業資格の改善 (アクション・フォルマシオン) から進められる。

そこで、本研究は、第1に、アクション・プランの理論的枠組みを基礎文献から位置づけ、第2に、社会参加型の職業経験プログラムの把握および若者と相談員の双方向的かつ継続的な支援内容の改善・向上に向けた実践的手法を把握し、第3に、アクション・プランに基づき構築された理論や実践的手法の適用状況を現場の ML から検討していく。以上の点を明らかにするために、ML でのヒアリング調査および資料調査を行い、アクション・プランの実施状況および有効性を検討していく。

4. 研究成果

現地調査および資料調査から明らかになった点は以下のとおりである。

(1) 理論的枠組み

シュワルツ研究所の役割

まず、1981年のB. シュワルツ氏による報告書『若者の職業的・社会的参入』のなかで示された ML の創設理念から現在にいたる理論的系譜をたどり、シュワルツ研究所の設立を主導したミッション・ローカル全国連合会において聞き取り調査を実施した。シュワルツ研究所は当初、ML 創設者であるシュワルツ氏の功績を顕彰する事業の一環という位置づけであったが現在、伴走支援を行う ML の職員の情報交換の場となっている。情報交換するなかで、それぞれの ML の取りまとめ、セミナー等の企画・開催、自分たちの「ミッション」を再確認するとともに相談員同士の交流の場にもなっている。

ミッション・ローカル全国連合会での聞き取り調査

シュワルツ研究所の設立を主導したミッション・ローカル全国連合会で聞き取り調査を行った結果、MLの改革には2つの方向性があることが分かった。第1に、MLを若者向け職業紹介機関に特化するという改革方針であり、第2に、中央集権的な組織に再編成するという改革方針である。前者の改革方針は、MLが労働法典に記載されることになった2005年の社会統合合法からの流れを継承・発展させることを意味するものである。ただし、雇用に特化するということは、MLの設立理念でもある若者の「職業的・社会的参入」ではなく「職業的参入」のみ支援することになるため、現場の職員・相談員の反対は大きかった。実現の可能性としては大きくないものの、MLには若者の就職支援に成果をあげるよう期待が寄せられていること、また、補助金の配分が就労実績に基づいて決定されるようになったことから、現場の相談員の一人当たりの相談件数や書類申請などの負担が増している。MLの組織改革の意義は、一人でも多くの若者の相談に対応すること、そして就労実績の改善という伴走支援の量と質の問題を現行のML職員のもとで実現することにある。

(2) 実践的手法

若者保証プログラム導入の背景

2012年の「反貧困および社会的包摂全国会議」のなかで、雇用からもっとも遠ざかっている無資格の若者の雇用情勢が悪化しつつある以上、従来の対策では問題解決にいたらないことが指摘された。これまでの対策は、労働市場のニーズに対応できる人材育成や、就職につながるような職業教育訓練を強化することに重点が置かれてきた。しかし、ユーロ危機以降、支援実績に基づく補助金制度の問題点が浮き彫りになり、拙速な求職支援を実施するとかえって支援の断念が増加したこと、また、支援現場で働く相談員の負担も過重となったことが示された。結果的に、雇用につくことを最重要課題として支援をおこなっても失敗してしまうケースが相次いでしまった。従来の対策に不足している点として挙げられたのは、第1に、職業経験を積むまでに要する時間、第2に、職業経験を積むまでに必要な様々な制度、第3に、支援後の経路である。そこで、2013年のデクレによって、「若者保証プログラム (Garantie Jeunes : GJ)」という、若者と相談員との間の問題解決に向けた実験的な取り組みが開始された。

所得の保障

同プログラムでは、若者が職業体験、職業訓練あるいは職業訓練に向けた取り組みを受けられるよう、一定額の手当が支給されることになった。手当を支給するプログラムはこれまでの対策でも存在したが、支給要件が厳格で少額の手当にとどまっていた。若者保証プログラムによって初めて、若者に最低所得が保証されるようになった点で画期的であり、長期失業者や貧困者と同様、社会扶助と同額の手当が支給されることになった。

伴走支援のさらなる強化

さらに、伴走支援の内容も刷新した。「若者保証プログラム」では、若者と相談員との間で課題解決型の取り組みを進めるにあたり、マンツーマンで支援をおこなう個別型伴走支援に加え、集団型伴走支援が新たに導入された。従来の個別型伴走支援は、就労支援を最重要課題としたことが、支援の個別化を招いてしまった。そこで、新たな伴走支援は、グループワークを実施したうえで、個別型伴走支援の頻度を高めることで、伴走支援のさらなる強化を図っている。

(3) 現場への適用

集団型伴走支援が実際の現場にどのように適用されているのか、パリのMLにおいてML全国連合元副所長、パリML所長、パリML相談員に実施し、第1に、MLの支援内容について近年の特徴とその影響、第2に、近年の組織改革にともなう支援体制の変化について聞き取り調査をおこなった。

手段型伴走支援は、従来の進路指導や講座などの枠を超え、若者同士の情報交換の場、交流の場としても機能するようになっている。集団型伴走支援をつうじて生活リズムを取り戻した若者は集団行動の重要性を学び、また若者同士の信頼関係の構築や情報の共有化は各個人の自信の回復につながり、相談員との関係構築、将来展望の構築、職業訓練の遂行など若者を取り巻く状況は好転し、個別型伴走支援にも積極的な効果をもたらしていることが明らかになった。このように、現地調査では若者から直接聞き取りはできなかったが、数値化することが容易ではない伴走支援の実績を把握することができた。

(4) 今後の課題

今回の研究によって、近年、MLでは雇用に重点を置くようになった一方で、若者の社会復帰・社会参加は依然として、現場の支援機関において重要な課題でありつづけていることが明らかになった。以上の研究によって得られた成果の一部は、2018年2月に刊行した著書『排除と包摂のフランス』のなかの第6章「参入支援機関と伴走支援の展開 —ミッション・ローカルを事例に—」に収めた。

「若者保証プログラム」は試験運用の結果、困窮する若者の捕捉、伴走型支援の成果、就労促進効果が評価され全国で導入された。全国展開にともない、若者の支援状況を把握するための情報共有システムが刷新され、刷新によりマッチング機能の強化につながっている。新たな

情報共有システムの整備が伴走支援におよぼす影響については、これまでの情報共有システムの展開を踏まえ、研究期間終了後に引き続き考察していく必要があると考えている。また、「若者保証プログラム」で支給される手当についても、これまで若者は一定の条件を満たした者以外、最低所得保障制度の対象から外れてきたことから、社会扶助との連動の可能性をふまえ、若者に最低所得を保障する意義を検討していきたい。最後に、組織改革とMLでの実践を踏まえて現場から見た伴走支援の課題についても調査を続けることで検証していきたいと考えている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 0 件)

〔学会発表〕(計 2 件)

松原仁美、フランスの反排除政策をめぐる政策理論—支援付き雇用を中心に—、第 1 回経済研究会、静岡大学(静岡県・静岡市)、2018 年 6 月 28 日

松原仁美、貧困理論の動向の紹介、第 2 回 EU 福祉レジーム・市民権研究会、エルおおさか(大阪府・大阪市)、2016 年 11 月 27 日

〔図書〕(計 1 件)

松原仁美、晃洋書房、排除と包摂のフランス—支援付き雇用の意義と課題—、2018、234

〔産業財産権〕

○出願状況(計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年:

国内外の別:

○取得状況(計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等 なし

6. 研究組織

(1)研究分担者 なし

(2)研究協力者 なし

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。